

独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月17日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。今年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）の三年度目の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第2期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～17年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

第2期中期計画において明確に打ち出された研究所の理念に基づき、健康と栄養に関する我が国の中核研究機関として、メタボリックシンドロームをはじめとする社会的に重要な健康課題に積極的に取り組んでいる姿勢がうかがわれる。

特に三つの重点調査研究については、各プログラムが相互に連携しながら、食事や運動などの生活習慣による健康への影響の解明、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定や「健康日本21」の推進・評価のための国民健康・栄養調査の機能強化に係る研究及び健康食品の安全性・有効性を確保するための情報収集・提供等の取り組みが行われており、評価できる。重点調査研究のほかに若手研究者による独創的・萌芽的な研究や食育など社会的ニーズを踏まえた調査研究が行われており、これらの研究成果は主要な学術誌に原著論文等として多数発表されており、高く評価できる。

また、研究成果については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定や「健康日本21」の推進、生活習慣病予防対策等に活かされるとともに、一般公開セミナーやホームページ等を通じて広く国民等へ提供されていることは、評価できる。国際協力や産学連携についても、これまで以上に積極的に取り組んでいる。

業務運営についても、中期目標の確実な達成に向けてさまざまな取り組みがなされた。平成18年度に移行したプログラム・プロジェクト制の下に、プロジェクトの位置づけや進捗等に応じたメリハリのある人員配置や予算配分、研究成果や貢献度合に基づく処遇への反映などへの取り組みを行い、安

定した研究・業務組織の運営が図られている。

そのほか、事務職員による予算執行管理システムの開発・導入や定型的な業務の外部委託を推進するなど、業務等の効率化・合理化に取り組むとともに、プログラムごとの業務進捗状況の把握やコスト管理の徹底、消耗品等の一括購入や原則一般競争入札による経費節減など、業務運営全体として効率化等が図られており、評価できる。

これらを踏まえると、平成20年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ①重点調査研究の一つである「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」について、運動や食事と生活習慣病との関連の解明など優れた成果が出されているが、今後、運動と食事との併用効果に関する詳細な検討や国民の健康にどう役立つのかわかりやすく伝える工夫が重要であること。また、調査研究全般について、国の独立行政法人として公平性・中立性が求められる研究課題の一層の重視が必要である。
- ②若手研究者による創造的・萌芽的研究を一層推進するとともに、食育推進基本計画の推進に資する調査研究について、目に見える形で成果を出す必要があること。
- ③業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等により、中期目標達成に向け着実に進められているが、その取り組みが他の業務や人員配置にどう反映されたかを明らかにすること。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

①業務運営の改善に関する事項について

運営会議、各種委員会を通じて情報の共有化に努めるとともに、予算執行管理システムの開発・導入等による効率的な業務運営に努め、きめ細やかな改善が図られたものと評価するが、医薬基盤研究所との統合を視野に入れた運営体制の整備や内部統制に関する取り組み等今後の課題もある。

②研究・業務組織の最適化に関する事項について

研究・業務組織の最適化に向けて、人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業との交流による人材育成や組織の活性化を図るなど、必要な改善に取り組んでおり、評価できる。

③職員の人事の適正化に関する事項について

業務に対応した適正な人員配置、研究成果や貢献度合に基づく処遇等への反映、外国人や女性研究員の配置など、限られた条件のもとで、成果を上げたことは高く評価できる。

④事務等の効率化・合理化に関する事項について

外部委託等により、業務の効率化・合理化は中期目標の達成に向け適切に進められているが、外部委託等により効率化した部分が、他の業務や人員配置にどう反映されたか等の効果がみえにくい。

⑤評価の充実に関する事項について

各プログラム／プロジェクトごとに内部評価および外部評価を実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させるなど、効率的な運用を行っており、評価システムが整ったことを高く評価する。

⑥業務運営全体での効率化について

運営費交付金について、業務運営の効率化や経費削減に向けた努力を行い、中期計画の達成に向け、概ね計画どおりに削減を進めている。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①研究に関する事項について

三つの重点調査研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事に関する研究」については、運動や食事の生活習慣病との関連の解明、「エクササイズガイド 2006」による生活習慣病予防効果の調査、2型糖尿病感受性遺伝子の同定など、生活習慣による健康への影響の解明に向け、中期計画を上回るペースで研究が進んでおり、評価できる。今後は運動と食事の併用効果に関する詳細な検討や、国民の健康にどう役立つのかをわかりやすく伝える工夫が必要である。

また、「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定に当たり、国内外の情報収集及び系統的レビュー、科学的根拠の提示など中心的な役割を果たしており、評価できる。今後は、日本人を対象とした介入研究の実績の積み重ねが望まれる。

さらに、「『健康食品』を対象とした食品成分の有効性及び健康影響評価に関する調査研究」については、健康食品の安全性・有効性に関する情報の収集・分析がなされ、科学的根拠のある情報として幅広く提供されており、中期計画を大幅に上回る成果を上げており、評価できる。

また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」は医療現場待望の企画

であり、その構築に向けた準備作業が進められたことは高く評価できる。

重点調査研究以外の調査研究については、健康・栄養に関わる幅広い分野において、若手研究者によるいくつかの創造的研究を実施し、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。なお、食育推進基本計画に資する調査研究については、成果がより分かるような工夫が必要である。

研究成果については、国際的に評価の高い英文論文を中心に、目標を大きく上回る学術論文及び学会発表を行っており、高く評価できる。今後は数だけではなく質の面についての説明が必要である。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、一般公開セミナー、専門家向けセミナー、オープンハウス等による研究所の取り組みの紹介、施設見学の受入れなど、開かれた研究所へ向け着実に取り組んでおり、内容的にも中期目標を上回る程度の充実が図られていると評価できるが、今後、中・高生に対する広報に力を入れることや講習会・オープンセミナー参加者の意見やアンケート調査結果を活用することが望まれる。

知的財産権の活用については、知的財産の確保、民間との共同研究や受託研究に取り組み、中期目標を概ね達成している。今後、さらなる特許出願などが望まれる。

研究の実施体制等の整備については、研究所の人員が少ない中で、連携大学院、民間企業等との人材交流、共同研究を積極的に推進するなど、他機関との連携により研究実績を上げるために努力し、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。

②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、標準的な調査ツールの開発、調査精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施に向けて改善に努め十分な実績を上げたことを高く評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応として、関係団体や行政機関との意見交換会の開催等を通じて、社会的・行政ニーズの把握及び業務への反映に努めており、中期計画を概ね達成している。

国際協力、産学連携等の対外的な業務については、アジア諸国を中心とする研究ネットワークの構築、若手研究員の受入れ、英語版ホームページによる情報提供等、アジア地域の研究機関のリーダー的役割を果たし、国際協力の進展に努めており、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。

栄養情報担当者（NR）認定制度については、適切な運用を図りつつ、資質の向上に努めるとともに、NR制度のあり方について検討委員会の報告書がまとめられるなど、中期計画を上回る成果を上げており、一定の評価ができるが、資格取得後の活動状況の把握や地方公共団体の関係職種へ

の本資格のPRなどを通じ、制度が広く有効活用されるための取り組みを行うべきである。

③情報発信の推進に関する事項について

情報発信については、ホームページの利用者視点からの見直し、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」の開設などを通じて情報発信に努め、ホームページのアクセス数向上など中期計画を大きく上回る成果を上げており、評価できる。

(3) 財務内容の改善等について

①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

競争的研究資金や受託研究等による自己収入の確保は、平成19年度と比較して概ね同じであり、中期計画に沿ったものと認められるが、今後、受託研究や共同研究の推進に向けた努力を期待する。

②経費の抑制に関する事項について

経費節減の努力の効果は顕著に現れており、一般管理費(△11.5%)、業務経費(△9.9%)はともに中期目標期間の数値目標(それぞれ△10%、△5%)を前倒しで達成している。

事務処理の効率化、経費の節減に向けたコスト管理に着実に取り組むとともに、月次監査等も行われ、中期計画を上回る成果を上げており、評価できる。

(4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所では、数多くの研究データを保有しているが、情報システムのセキュリティ対策については、セキュリティ対策手順書の作成等、セキュリティ対策の充実・強化が図られ中期目標を上回る対策が講じられており、評価できる。

(5) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)等への対応について

①財務状況について

平成20年度は5.8百万円の当期純損失と6年ぶりの赤字を計上した。

当期純損失5.8百万円のうち主要な要因は、栄養情報担当者(NR)認定事業において受験者数の減少等によって損失4.4百万円を計上したことである。NR認定事業は自主事業であり収支相償が原則なため、今後はNR認定事業のあり方に関する検討会の報告を踏まえつつ、実施規模や手法等を適切に見直しながら事業運営を行う必要がある。

②保有資産の管理・運用等について

当該研究所は、平成13年4月に国の試験研究機関から特定独立行政法人に移行したものであり、独自の庁舎を持たず、個別法により国の研究庁舎を無償で使用しているが、所有する設備等については、研究に支障がない範囲で貸与を行い、プールや運動フロアの有効活用を推進しており評価できる。

③人件費管理について

当該研究所における職員の給与については、国に準じた給与体系（俸給表等）を適用しているが、ラスパイレース指数については、事務職員が104.8、研究職員は101.3となっている。

これは、事務職員全員が国からの出向職員であり、給与も国に準じた体系を適用していることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらないが、（ア）平均給与月額が最も高い本府省からの出向者が職員12人中4人（平成19年度は2人）に増加していること、（イ）正規職員の定型的業務について非常勤職員等の活用を進めていることから管理職の割合が高くなっていること（12人中3人＝25%、国は14%）に加え、同研究所の所在地が新宿区のため、全職員の地域手当が高い（平成20年度は16%）ことなどを要因として挙げているが、引き続き給与水準の適正化に向けた努力を続けるとともに人事異動の際の後任には積極的に若年層をあてるなどにより100に近づけるよう努力する方針を明確にしているため、その成果について注視していく必要がある。

一方、総人件費については、基準となる平成17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%、平成20年度は3%）を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。

④契約について

契約に係る規程類の整備等は順調に進んでおり、事務の執行体制については、複数人による確認を行う方式により取り扱われており、また審査体制については、会計担当監事が毎月次監査を行っているなど契約に係る適正な業務運営を行うように努力していると認められる。

随意契約の平成20年度の実績について、件数は7件（全体の39%）、金額は17百万円（同41%）であり、平成19年度の11件（同36%）、35百万円（同43%）との比較で、金額および件数は減少しているものの、それぞれの契約全体に占める割合では大きな進展は見られなかった。また、一般競争入札においても一者入札はほぼ半数（件数49%、金額53%）を占めており、契約の透明性・競争性を高める努力が必要である。

これらについて当該研究所は、平成21年度においては、20年度に随意契約とした7件のうち4件について一般競争入札への移行を行い、また、入札を行う場合には、公示、資格要件、仕様等に関し、より多数の者が参

加可能となるような改善方策を策定し、さらに、入札情報のより幅広いPRや公募の実施などに取り組むこととしている。今後、これらの取り組みにより、競争性・透明性が確保されることを期待する。

⑤内部統制について

監事監査及び内部監査を毎年実施し、業務の運営状況等をチェックすることにより業務の改善を図るとともに、理事長、監事、内部監査チームとの連携が図られていると認められる。監事監査では、業務運営状況、財務状況などについて行われ、理事長へ監査報告が行われた。

また、公的研究費の不正使用等の防止及び利益相反の管理に対する対応について、実施体制の整備を進め、コンプライアンス体制の整備が適正に進められている。

さらに、法人の役職員の倫理については「倫理規程」を遵守させるとともに、研究面での倫理的配慮については「研究倫理審査委員会」において適正な審査を行い、人間の尊厳や人権を尊重した研究の実施に努めており、評価できる。

⑥中期目標期間終了時の見直しを前提とした取り組みについて

当該研究所では、外部の専門家からなる外部評価委員会における評価等を踏まえ、次期中期計画の策定に向けて、調査研究業務の今後の課題等について検討を行っており、評価できる。

⑦業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

当該研究所では、国民ニーズや行政ニーズを把握し、業務改善に繋げるため、外部の有識者からなる「外部評価委員会」や関係府省及び関係機関との意見交換を行っている。

また、業務の効果的・効率的推進を図るとともに、人件費や業務経費等の適正な執行やコスト管理を推進するため、監事監査及び内部監査のほか、同研究所の運営会議等において分析・評価され、役職員が互いに情報を共有しつつ、業務改善のための必要な措置を講じており、評価できる。

⑧法人の監事との連携状況について

本委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点について当該研究所からの説明を受け、これら検討点も踏まえて個別評価事項について評価を行った。

⑨国民からの意見募集について

本委員会では、当該研究所の評価の際に国民の意見を反映させるため、同研究所の平成20年度業務実績報告書について、平成21年7月8日か

ら8月7日までの1ヶ月間国民からの意見を求めたが、同研究所宛の国民からの意見は提出されなかった。このため、法人評価に当たっては、法人からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。

⑩独立行政法人医薬基盤研究所との統合について

当該研究所は、独立行政法人整理合理化計画において、健康・栄養・食生活に関する研究と連携を図る観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合することとされており、現在、組織・業務の見直しの検討を進めているが、今後その具体的内容が明らかになった段階で、当委員会としても当該内容について精査する必要がある。